

① 麻薬卸売業者

- ・ 麻薬卸売業者免許申請
- ・ 申請者（申請者が法人であるときはその業務を行う役員）が法第3条第3項第4号および第5号に該当しない旨の医師の診断書（申請日より1ヶ月以内のもの）
- ・ 申請者が法人であるときは役員の事務分掌表、組織図等により業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類
- ・ 業務所の平面図
- ・ 麻薬貯蔵設備の構造を示す資料（大きさ、重量、材質、施錠状態、固定状況、警報設備の概要等を記載）
- ・ 昭和56年8月14日付薬発第780号厚生省薬務局長通知の基準に適合する旨を示す資料を含めること
 - (1) 常時監視のできる警備体制が具備されていること。
 - (2) 人目につかない非常ベルの装置があること。
 - (3) 天井の高さは180cm、床面積は3.3㎡以上であること。
 - (4) 天井および壁は原則として鉄筋コンクリート、厚さは20cm以上であること。
 - (5) 出入口に鉄格子戸および鉄扉があり、鉄格子戸および鉄扉には盗難防止が十分な施錠ができること。鉄扉の厚さは9cm以上で内部に不燃材料をつめていること。
 - (6) 通気口、換気装置等を設置する場合は、鉄格子等盗難防止上の対策を十分講ずること。
- ・ 薬局開設許可証または医薬品販売業許可証の写し（写し添付または原本確認）
- ・ 薬局開設許可または医薬品販売業許可と同時申請中のときは保健所が受付印を押印した当該申請書の写し

② 麻薬小売業者免許申請

- ・ 麻薬小売業者免許申請書
- ・ 申請者（申請者が法人であるときはその業務を行う役員）が法第3条第3項第4号および第5号に該当しない旨の医師の診断書（申請日より1ヶ月以内のもの）
- ・ 申請者が法人であるときは役員の事務分掌表、組織図等により業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類
- ・ 業務所の平面図
- ・ 麻薬貯蔵設備の構造を示す資料（大きさ、重量、材質、施錠状態、固定状況等を記載）
- ・ 薬局開設許可証（写し添付または原本確認）
- ・ 薬局開設許可と同時申請中のときは保健所が受付印を押印した当該申請書の写し

③ 麻薬施用者免許申請

- ・ 麻薬施用者免許申請書

- ・ 申請者が法第3条第3項第4号および第5号に該当しない旨の医師の診断書（申請日より1ヶ月以内のもの）
- ・ 申請者が医師、歯科医師または獣医師に資格を有することを証する書類の写し（原本確認要）（免許申請中の場合は登録済証明書でも可）
- ・ 新たな麻薬業務所となる場合にあっては、麻薬貯蔵設備の設置場所の平面図および構造を示す資料（大きさ、重量、材質、施錠状態、固定状況等を記載）
- ・ 院外の麻薬処方箋の交付のみであり、麻薬保管庫を設置しない場合は、誓約書

④ 麻薬管理者免許申請

- ・ 麻薬管理者免許申請書
- ・ 申請者が法第3条第3項第4号および第5号に該当しない旨の医師の診断書（申請日より1ヶ月以内のもの）
- ・ 申請者が医師、歯科医師、獣医師または薬剤師の資格を有することを証する書類の写し（原本確認要）（免許申請中の場合は登録済証明書でも可）
- ・ 新たな麻薬業務所となる場合にあっては、麻薬貯蔵設備の設置場所の平面図および構造を示す資料（大きさ、重量、材質、施錠状態、固定状況等を記載）

⑤ 麻薬研究者免許申請

- ・ 麻薬研究者免許申請書
- ・ 申請者が法第3条第3項第4号および第5号に該当しない旨の医師の診断書（申請日より1ヶ月以内のもの）
- ・ 研究者としての履歴を記載した書面
- ・ 麻薬の研究に関する計画書（研究目的、研究内容、研究に用いる麻薬の種類、月平均使用料等を簡潔にまとめたもの）
- ・ 麻薬研究施設の設置者の研究同意書
- ・ 業務所の平面図
- ・ 麻薬貯蔵設備の構造の概要を示す資料（大きさ、重量、材質、施錠状態、固定状況等を記載）